

可は適当でない」と考える。」との説明等から社会教育法に抵触すると考える。

また、公民館長からの文書による確認を受けていたにもかかわらず、公民館を使用したことは、足利市公民館条例の「使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき」にも抵触すると考える。

したがって、こうしたことから政治倫理基準に抵触すると考える。

- ・今回の使用は、公民館長からの指摘を踏まえ、市政報告会として従来の慣行的な使用方法に沿うと考えて実施したものであるほか、社会教育法第22条第6号に定める「住民の集会その他の公共的利用」に供するためのものであるため、同法に抵触するものではないと考える。

更に今回の使用許可申請についても、従来から行ってきた申請書の記載内容を踏襲して手続きしたものであり、これまで指摘を受けたことはなく、以前にも他の公民館で後援会の会議等が行われた経緯もある。

また、今回の指摘は、従来の公民館の運用方法と異なっているが、運用方法の変更を利用者へ事前に告知した事実はなく、使用許可についても市内の公民館全体での統一的な取扱いが不十分であったこと等を踏まえると足利市公民館条例にも抵触しないと考える。したがって、こうしたことから政治倫理基準に抵触しないと考える。

- ・政治倫理基準に抵触するという意見と抵触しないとする意見が分かれており、どちらとも判断できないのではないかと考える。

○今後の対応等として、議員が社会教育法等の関係法令、条例等の研修を行うこと、公民館の使用許可等に対する統一的な取り扱いを求めていく必要がある等の意見が出された。

#### 審査結果及び理由

審査においては、上記の審査委員の主な意見に記載のとおり、政治倫理基準に抵触するかどうかについては、審査委員の意見が分かれている。

当審査会の議事は、足利市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第3条第8項の規定により出席委員の3分の2以上で決するものとされているが、これまでの審査では、政治倫理基準に抵触するとの意見の委員数は、議事の決定に必要な委員数に達していない状況である。

こうしたことから、審査対象議員の行為については、政治倫理基準に違反するものとは認められないと判断する。

#### 付言

○審査対象議員に対して、今回の審査請求が行われたことを反省し、今後、政治倫理条例の趣旨を踏まえ、再発の防止と市民に信頼される倫理の保持に努められることを要請されたい。

○今後、市議会議員が議員活動等において公民館を使用するに当たり、関係法令や条例等について十分な理解と知識を持って対応できるよう、研修会の実施等の対応について検討されたい。

○公民館の運営において、使用の許可や制限等に関して、今後、統一的な取扱いが図られるよう、諸規定の整備について教育委員会への申入れ等を検討されたい。

# 政治倫理審査会報告

本市議会では、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与するため、「足利市議会議員の政治倫理に関する条例」（以下「政治倫理条例」）を平成14年度に制定しています。

この条例に基づいて市議会議員から審査請求書が議長に提出された1名の議員について、議長から政治倫理審査会（以下「審査会」）に審査を求め、審査会において審査請求者の説明聴取、審査対象議員の意見聴取・事情聴取、関係機関への事実確認等を行い、違反行為の存否について審査しました。

審査の結果、審査対象議員1名の行為については、政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反するものとは認められないとする審査結果報告書が、議長に提出されました。

その概要は次のとおりです。（審査結果報告書から抜粋）

※詳しくは、足利市議会のホームページに掲載しています。

## 審査対象議員

柳 収一郎議員 審査結果（審査請求日 平成25年6月19日）

## 審査請求の疑義内容

社会教育法第23条では、公民館が設置目的に沿って利用されるよう運営方針を規定しており、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する行為等は行っていないとされている。

審査対象議員は、平成25年4月に行われた足利市長選挙の立候補予定者の後援会設立総会会場として、同年2月15日に三重公民館長から文書による確認を受けていたにもかかわらず、その翌日の2月16日に三重公民館を使用した。これは、足利市公民館条例第8条で使用許可の変更や取消し等ができる場合と規定されている「使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき」にも抵触し、こうした行為は政治倫理条例第3条第1号の規定に抵触するため、同条例第4条の規定により審査請求をするものである。

## 審査経過

平成25年7月1日から、10月21日までの間8回の審査を行い、10月21日に審査結果報告書を議長に提出した。

## 審査委員の主な意見

○政治倫理条例に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に抵触するかどうかについては、次のような意見が出された。

・教育委員会事務局に対する事情聴取における「特定の候補者を支持するような目的での使用許